

会 議 録

会議の名称		深谷市空家等対策審議会 第3回会議		
開催日時		令和2年2月14日(金) 午前9時30分開会～午前10時20分閉会		
開催場所		幡羅公民館 大会議室		
出席者	委員	8人(岩崎会長、浅見副会長、保岡委員、吉田委員、内田委員、細野委員、中野委員、沢野委員)		
	事務局	7人(協働推進部長、次長兼自治振興課長、次長兼建築住宅課長ほか4名)		
公開の可否		可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0人
会議次第		1. 開会 2. 報告事項 (1) 深谷市空き家総合相談会について 3. 協議事項 (1) 空き家除却に係る固定資産税等の減免について (2) 特に危険な空き家について(特定空家等候補) ・ 深谷市中瀬地内 ・ 深谷市岡地内 ・ 特定空家等の認定と今後の流れ 4. その他 5. 閉会		
資料		・ 次第 ・ 資料1 深谷市空き家総合相談会について ・ 資料2 空き家除却に係る固定資産税等の減免について ・ 資料3 深谷市中瀬地内 ・ 資料4 深谷市岡地内 ・ 資料5 特定空家等の認定と今後の流れ		

} 非公開

議事審議経過	<p>議長 会議を開始します。 本日の傍聴者は、0名です。 それでは報告事項について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 報告事項（1）について、事務局より説明する。議事の経過は以下のとおり。</p> <p>委員 相談会后に相談を継続される方について、固定資産税の納付書の写しや固定資産税評価額が分かるものを、市から相談員(宅地建物取引士)に対して提供することは可能か。</p> <p>事務局 次回の相談会からは、相談の継続を希望される相談者の方で、税情報の提供に対しまして同意書を頂いた方については、市から情報提供を行うことができるよう進めたいと考えています。</p> <p>議長 ご本人の同意が大前提だと思います。 他に無いようですので、次に協議事項（1）につきまして、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 協議事項（1）について説明。 議事の経過は以下のとおり。</p> <p>委員 対象となる空き家の条件である昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅は、どの様に調べるのか。</p> <p>事務局 基本的には建築確認書の写しや固定資産税に関する名寄帳の写し等のご提出をいただき審査したいと考えております。</p> <p>委員 登記関係の謄本では、新築年月日まで登記していない物件もあるので、減免制度の規定に日付まで定めなくても良いのではないかと。 また、旧耐震基準の建築年月日の調査には統一した基準を定め</p>
--------	--

	<p>ていただきたい。</p> <p>議長 空き家の調査方法等を十分検討し、統一した基準を作成してください。</p> <p>事務局 先進地などの事例を調査研究してまいります。</p> <p>委員 申請手続のときに、空き家の建物滅失登記の完了の確認についてお願いしたい。</p> <p>事務局 ご指摘のとおり確認したいと思います。</p> <p>委員 申請手続の中で、減免希望者が空き家の除却の確認申請を行う場合、一般の人が確認申請を作成できるのか、様式はどの様に考えているのか、お聞きしたい。</p> <p>事務局 申請様式につきましては他市の事例を参考に作成して参りたいと考えております。建築に詳しくない方も記入できるように工夫し、記入例なども合わせて作成したいと思います。</p> <p>議長 お二人の委員のご意見を協議して様式の作成に反映してください。 次に協議事項（２）につきまして、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 協議事項（２）について説明。 議事の経過は以下のとおり。</p> <p>議長 特定空家等の認定について、何かご質問等がありますか。 特にご質問等がなければ、２軒の空き家につきましては特定空家等に認定していく事務手続きをお願いします。</p>
--	--

	<p>他に、何かご質問等ありますか。</p> <p>無いようですので、以上をもちまして、議題の議事はすべて終了します。</p>
--	---